

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 156

2018年4月号

2018年3月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「チャレンジ・長寿社会」
- 03 新事業承継税制の解説セミナーを開催しました
今年度の税制改正の解説書をプレゼントします
- 04 日本企業の海外進出意欲は旺盛
「海外進出を検討する際に留意すべき国際課税の4つのポイント」
OAG税理士法人 国際税務部 中山正幸
- 06 もう一度確認したいビジネスマナー
「仕事の基本として身に付けたい『5S』」
- 07 私のoff time
- 08 今後のセミナー開催予定



「チャレンジ・長寿社会」

OAGグループ代表
太田 孝昭

混沌とした時代にあって、確実な未来の一つに人間の寿命があります。

「ライフ・シフト」を書いたロンドンビジネススクールのリンダ・グラットン教授によれば、日本人は、2007年生まれ以降の人は107歳まで、2012年生まれ以降の人は109歳まで、50%の人が生きるのだそうです。我々団塊の世代では、85歳くらいまで、50%の人が生きるのではないのでしょうか。

グラットン教授は3年で寿命は1年延びるといっていますから、おおよそ自分の世代の平均寿命は予測できます。今、働き盛りの皆様は95歳～100歳まで50%が生きる世代ということになります。

さて、この長寿社会は、社会の仕組みを劇的に変化させます。

- (1) 定年という概念が変わります。
- (2) 会社と従業員という1:1の関係も変化します。
- (3) 年金での生活は不可能になります。そもそも年金支給額は年毎に下がり続け、加えて支給開始年齢は年毎に上がり続けます。

そして、働き方が決定的に変化します。働く定義も変わるでしょうが、80～90歳まで仕事をすることも含めて、社会参加をしなければなりません。

例えば、

- ① 年功序列的な仕組みは無くなります。
- ② 終身雇用は終わります。
- ③ 会社を変えるだけでなく、職種も変わる事が必要になってきます。
- ④ 個人個人の得意技が必要になってきます。
- ⑤ 働く時間と働く場所もまちまちになります。
- ⑥ その他数多な変化が待ち受けています。

このような大変化に直面すれば、誰も不安が頭をよぎります。まして、会社経営にとっては未知の世界ですから、余計そうです。しかし、大変化は全員(全社)平等に来る訳です。もしかしたら、大チャンスがそこに眠っているかもしれません。

「人の半歩先を行く」=「チャレンジ」精神しか、乗り越える方法はないのだと思います。

新事業承継税制の解説セミナーを開催しました

3月13日に(株)OAGコンサルティング取締役の大綱小百合が第一勧業信用組合様の主催するお客様セミナーに招かれ、「平成30年度税制改正大綱における新事業承継税制の概要」をテーマに講演を行いました。

平成30年度の税制改正によって創設された新事業承継税制は、制度が拡充され多くのメリットがあります。新制度は平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間に行われる株式の移転において適用され、認定経営革新等支援機関(会計事務所等)の指導・助言を受けた「特例承継計画」を都道府県に提出し、「特例認定承継会社」の認定を受けることで、贈与税・相続税の納税猶予を受けることができます。

今回のセミナーでは、新制度を活用するためのポイントを分かりやすくお伝えし、出席された皆さまからも大変ご好評を頂きました。新事業承継税制にご興味のあるお客様、活用をご検討されているお客様は、ぜひOAGコンサルティングまでご連絡ください。

【事業承継税制の新旧比較】

内容	税目	現行制度	新制度
対象株式数	贈与・相続	発行済議決権総数の2/3を対象	発行済議決権総数の すべて を対象
納税猶予割合	贈与税	対象株式の100%	対象株式の100%
	相続税	対象株式の 80%	対象株式の 100%
雇用維持要件	贈与・相続	5年平均で 8割の雇用を維持	5年平均で 8割の雇用が未達であっても一定の要件※により納税猶予継続
承継者	贈与・相続	先代経営者 1人	先代経営者および親族外の複数人
後継者	贈与・相続	1人	最大3人まで
減免	贈与・相続	経営承継期間(5年)経過後、売却や廃業等を行う際に、「 譲渡対価 」が納税猶予額を下回る場合の差額を免除	経営承継期間(5年)経過後、売却や廃業等を行う際に「 譲渡対価や評価額を基に納税額を再計算 」し、納税猶予額を下回る場合は、 差額を免除
相続時精算課税贈与	贈与	直系卑属への贈与のみ が対象	直系卑属以外への贈与も 適用対象

※：認定経営革新等支援機関から指導等を受けて要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出し、正当なものと認められる必要があります。

お問い合わせ先：(株)OAGコンサルティング ☎ 03-3237-8008

今年度の税制改正の解説書をプレゼントします



平成30年度の税制改正の大きな特徴としては、法人税分野では所得拡大と設備投資促進という投資型税制の強化、所得税分野では給与所得控除の見直しなどが挙げられます。また、中小企業に大きな影響を及ぼす新事業承継税制も新たに導入されました。

これらの税制改正の内容を正しく理解していただくことを目的に「平成30年度税制改正の留意点」をご用意しました。中小企業の経営者や経理担当者の方々に向け、主要な改正項目をQ&A形式で分かりやすく解説しています。経営戦略や資金計画を策定する際には、正確なタックスプランニングが不可欠です。

そこで、今年も、先着5名さまにプレゼントいたしますので、ご希望の方は右記の要領でお気軽にお申し込みください。

※本書は平成29年12月14日に発表された「平成30年度税制改正大綱」と12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱」に基づいています。

《ご応募要領》

- メールに以下の内容をご記入ください。
タイトル：税制改正書籍プレゼント
文 面：①会社名(ふりがな)
②お名前(ふりがな)
③お届け先の郵便番号・ご住所
④本誌・弊社へのご意見・ご要望(任意)
- 宛 先：✉ info@oag-tax.co.jp

※頂いた個人情報は本書の発送以外に使用せず、発送後破棄します
※当選者の発表は本書の発送をもって代えさせていただきます

主な目次

I 法人税制

- 所得拡大促進税制の見直し
- 研究開発投資税制その他一定の税額控除不適用
- 情報連携投資(IoT投資)促進税制
- 高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度等の創設
- 法人税における収益認識時期の明確化
- 組織再編税制等の見直し
- 消費税関係の改正

II 電子申告に関する改正

- 大法人の電子申告義務化
- 年末調整手続の電子化

III 国際課税

- 恒久的施設(PE)関連規定の見直し

IV 事業承継税制

- 事業承継税制の特例の創設

V 所得税制

- 所得税改革の概要

VI 相続・贈与税制

- 特定一般社団法人等に対する相続税の課税
- 小規模宅地等についての課税価格計算の特例の見直し

VII その他の改正

海外進出を検討する際に留意すべき国際課税の4つのポイント

OAG税理士法人 国際税務部 中山正幸

外務省領事局が毎年発表している「海外在留邦人数調査統計」(平成29年度要約版)によると、海外進出している日系企業の総数は7万1,820件にも上ります。地域別ではアジアが約69%(4万9,673件)を占め、国別では中国が約45%(3万2,313件)、米国が約12%(8,422件)、インドが約6.4%(4,590件)という順番です。近年、日系企業の進出が増加していることから、昨年弊社が海外進出セミナーのテーマとしたベトナムは2.4%(1,687件、平成28年度要約版では1,578件)で7位、シンガポールは約1.6%(1,141件、平成28年度要約版では1,116件)で9位でした。この統計は平成17年に開始され、平成29年度は過去最高の数字になっていることから、海外進出意欲はまだ衰えていないといえそうです。

しかし、いざ海外進出を果たすと、海外子会社に関わる税務上の取り扱いで、いろいろな疑問が出てくることは確かです。そこで本稿では、4つの視点から海外税務に関わる問題を整理したいと思います。

1. 海外子会社が稼いだ利益を日本の親会社に還流するには

経営者にとって、海外子会社が稼いだ利益を日本の親会社に還流するのか、現地で再投資するのかは悩ましい問題です。日本に還流するには「外国子会社配当益金不算入制度」を使うと、ほぼ無税で外国子会社の利益を親会社に還流させることができますから、選択肢として一考の余地はあるでしょう。

「外国子会社配当益金不算入制度」

▶適用対象となる外国子会社(下記2つの要件を満たす外国法人)

- ① 内国法人が外国法人の発行済株式または出資の総数もしくは総額の25%以上を直接保有している。
- ② 剰余金の配当等の支払義務の確定した日以前6カ月以上引き続き保有している。

▶対象となる剰余金の配当等

損金に算入された配当等は、制度の対象外です。日本は、世界でも珍しく基本的に支払配当の損金算入を認めていません(投資法人等で配当の損金算入を認めている特例は除きます)。

▶益金不算入額の計算

益金不算入額は、日本の親会社が制度の適用対象となる外国子会社から受け取った剰余金の配当等の額から5%を控除した金額つまり配当等収入の95%です。

▶適用要件

- ① 確定申告書等に益金の額に算入されない剰余金等の配当等の額とその計算に関する明細書を記載した書類を添付する。
- ② 財務省令で定める資料を保存する。

▶外国源泉所得税の損金不算入

制度の適用を受けた外国子会社からの配当等に外国源泉所得税等が課税されている場合があります。その場合には、外国源泉所得税等の額は損金の額に算入されません。

2. 外国子会社の所得が親会社の所得とみなされる場合がある

外国子会社の所得を親会社の所得とみなして、親会社の所得に合算するのが「外国子会社合算税制」です。適用条件は子会社の現状(事務所や従業員の有無、事業実態など)や現地の税制などによりますが、進出する国・地域によっては、投資のためのインフラや低税率などの有利な条件が整備されている場合があり、親会社と合算した方がいいのかどうかは、一概にいえません。ここでは合算税制の基本的な情報をまとめます。

「外国子会社合算税制」

▶改正された「外国子会社合算税制」の適用開始

平成29年度税制改正で外国子会社合算税制は抜本的な改革が行われ、平成30年4月1日以後に開始する外国子会社の事業年度から適用されます。

▶外国子会社合算税制でよくある誤解・疑問

(1) 外国子会社の株式を10%しか保有していないため、合算税制の適用はないと誤解

外国関係会社に該当するかどうかの判定基準は、「日本側の株主(居住者・内国法人等)が合計で50%超を直接および間接に保有しているか否か」です。法人、個人を問わず株数等を合計して持株割合を計算しますので、外国子会社の株主の状況確認が必要です。

(2) 外国子会社が経済活動基準の全ての要件を満たしていないが、子会社の租税負担割合が35%のため、合算税制の適用外としている外国子会社の財務諸表と税務申告書を確認してください。収入のうち国外で稼いだ所得が免税になっていませんか? 例えば、香港やシンガポールなどでは、現地以外(すなわち国外)で稼いだ所得については課税していません。これは二重課税を回避する目的

で、国外免税方式を採用しているためです。

また、税率は標準税率ではなく国外免税された所得と国内所得を合計した金額と実際に負担している法人税の額から算出しますので、35%と思っていた租税負担割合を正しく計算してみると19%だった、などということがありますので、注意が必要です。

なお、租税負担割合は、次のような式を用いて計算します。

【租税負担割合の計算】

本店所在地国で課される外国法人税 + 本店所在地国以外で課される外国法人税 + みなし納付外国法人税

本店所在地国の法令に基づく所得の金額 + 本店所在地国の法令で非課税とされる所得 + 損金算入支払配当 + 損金算入外国法人税等 + 損金算入されない保険準備金 + 損金算入すべき保険準備金 - 還付外国法人税

(3)「キャッシュボックス」というのは、どのような法人をいうのか分からない

外国子会社が「キャッシュボックス」と判定されると、租税負担割合が30%未満の場合には、合算税制が適用されます。また、ペーパーカンパニーやブラックリスト国に所在する法人も、租税負担割合が30%未満の場合には、合算税制が適用されます。

【キャッシュボックスの定義】

総資産の額に占める有価証券、貸付金、貸付け用固定資産および無形資産等の割合が50%超であること かつ 収入のうち、受動的所得の割合が30%である(但し、異常所得を除く)

(4)経済活動基準の要件を全て満たしているのに、一部の利益を加算するよう調査で指摘を受けた

経済活動基準の要件を全て満たしていても、外国子会社の税負担割合が20%未満の場合、受動的所得についての合算課税(部分適用対象金額)が適用されます。但し、部分適用対象金額が2,000万円以下または所得金額全体に占める部分適用対象金額の割合が5%以下の場合、合算課税が不適用になります。

※受動的所得:配当等、受取利息等、有価証券の貸付けによる対価、有価証券の譲渡による対価、デリバティブ取引に係る損益や固定資産の貸付けの対価、使用料など

3. 外国子会社に出向した者の給与の取り扱い

税務調査の際、海外子会社関連で受ける指摘の中で最も多いのが、「海外子会社に出向した社員の給与を親会社が全額もしくは一部を負担している」というものです。海外子会社等への出向社員は、出向先の業務を行い出向先の収益に貢献しているため、出向先が出向者の給与を全額負担するのが原則であることを忘れないください。

但し、出向元の法人が出向先の法人との給与条件の較差を補てんする目的で出向者に支給した給与は、出向者と出向元との雇用契約が出向期間中も維持されていることから、出向元の損金の額に算入できます。

また、次のような場合も、給与較差補てん金として取り扱われます。

- ① 出向先が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため、出向元が出向者に賞与を支給する場合
- ② 出向先が海外にあるため、出向元が留守宅手当を支給する場合

この給与較差補てん金は、出向元が出向者に直接支給しても、出向先を通じて支給しても同様に取り扱いされます(法人税基本通達9-2-47)。

「親会社の負担は何%だったら大丈夫か」という質問も時々ありますが、あくまで現地の給与水準との差額を親会社が負担するのが較差補てんの趣旨ですので、出向者と同様の立場もしくは同様の仕事内容を行う現地従業員の給与と必ず比較検討してください。

4. 外国子会社に対する役務提供の取り扱い

ここでは、本来業務に付随して行われる「役務提供(工場立ち上げ時の指導や支援、製造機械の試運転の立ち会いや修理、社員研修や人材採用の実施など)」のコストの扱い方をご説明します。国税庁から公表されている「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」によると、本来業務に付随した役務提供については、比較対象取引を非関連者間取引から見出すことが難しいため、役務提供の「総原価の額を独立企業間価格として取り扱う方法の適用を検討する」(事務運営指針3-10(1)(注)書き)としています。通常、役務提供を他者に行った場合には、役務提供を行うために要した総原価に利益を加えた金額を相手方に請求するものですが、親子会社間で本来業務に付随して行われる「役務提供」については、「総原価だけ=利益を乗せて請求する必要はない」ということです。

但し、本来業務に付随して行われる役務提供ではない場合や役務提供を行う際に無形資産(ノウハウや特許等)を使用した場合には、この取り扱いは受けられませんので、ご注意ください。

《海外進出に関わる税務なら経験豊富なOAGにお任せください》

国際課税は、日本の税務だけでなく進出した国・地域の税制との整合性も求められ、より一層複雑な手続きが必要になります。間違った税務を遂行するためには、多くの経験とノウハウが不可欠です。海外進出を検討される際、あるいは国際課税でお困り際には、OAG税理士法人国際税務部まで、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 国際税務部

☎ 03-3237-7530

もう一度確認したいビジネスマナー

～若手がおさえておきたいポイント～

第6回 仕事の基本として身に付けたい「5S」

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「躰け」の「5S」活動は、もともと日本の製造現場で取り組まれてきたものですが、生産性向上やモチベーションアップに高い効果があることから、今では業界を問わずあらゆる企業で取り入れられています。特に、生産性が低い企業や業務の改善が進まない企業には「5S」の不徹底が共通して見られる傾向があるとされ、「5S」には企業活動を正常化し、業績を伸ばす力があると考えられるようになりました。

日本発の「5S」ですが、海外でも導入する動きが広がるなど、高品質を生み出す日本企業の基本的な業務姿勢として高く評価されています。以下の「5S」の内容を社員一人ひとりが理解して実践することが、社員個々の成長だけでなく、組織や企業全体の成長に繋がるのです。



S 整理 Seiri

☑ 過不足なく整えて、生産性を向上させる

あるべき状態に整えるのが「整理」です。モノも情報もあふれている中で、仕事をするときに最適な備品や情報は何かを事前に考えて、過不足なく用意しておくことが、ビジネスの基本です。整理をすると必要なモノだけが残し、効率よく業務に取り組むことができます。

S 整頓 Seiton

☑ 所定の場所に分かりやすく収納して、無駄を省き、共同利用を促す

きちんと正しい場所に置くことが「整頓」です。デスクの上やオフィス、倉庫の中などが常に整頓されていれば、探す手間が省け、すぐに仕事に取り掛かることができます。時間の節約や二重発注の防止など、コスト削減にも直結します。

S 清掃 Seisou

☑ 古い情報や不要なモノを破棄し、利用するものは常にメンテナンスをする

身の回りをきれいに保ち、必要な情報やモノをいつでも使えるようにしておくことが「清掃」です。退勤時にデスクの上を清掃するだけでも、その日の問題点を見つけることができます。出勤時の清掃は、仕事に向けた気持ちを整えることにもつながります。

S 清潔 Seiketsu

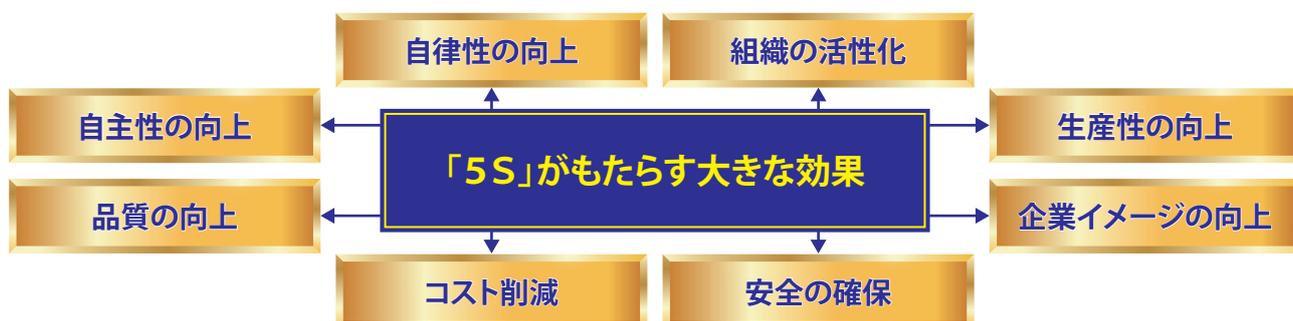
☑ 3S (整理・整頓・清掃) を維持して、正しい状態を保つ

3Sを通じて作り出した正しい状態を維持する活動が「清潔」です。「正しい状態」は、時代や環境の変化によっても、内容が変わります。周囲の変化を敏感に感じ取り、物事の管理基準を改善するなど、適切な運営管理を続けることが、事故や不正の防止にも繋がります。

S 躰け Sitsuke

☑ 規律を守る習慣を身に付け、仕事を通じて成長できる環境を自ら確保する

仕事を円滑に行い、より良い成果を上げるために必要な習慣を身に付ける活動が「躰け」です。リスクの軽視やコンプライアンス違反は、絶対に許されません。相手を不快にしない心配りは社員同士のつながりを強化し、困難に立ち向かう姿勢は個人の成長を促します。



私の Off-Time

「NO RAMEN, NO LIFE」

株式会社OAGコンサルティング 伊藤淳史

皆さんは全国にラーメン店が何店舗あるか、ご存じですか？ ウェブサイト「日本と世界の統計データ」によると、タウンページ(2015)の電話帳に「ラーメン店」と登録しているところだけでも全国に約32,000軒あり、中華料理店等も含めると20万軒以上もあるそうです。都道府県別では、東京が最も多くて3,300軒弱、ついで北海道で約2,000軒です。店の数を見るだけでも、ラーメン人気の高さが分かります。

私はいわゆる「ラーメン通」でもなく、人に語れるほどの「ラーメン哲学」も持ち合わせていません。そんなゆる〜いラーメン好きの私ですが、これまでにはまったラーメン店をご紹介しますと思います。

1軒目は、辛いもの好きにはたまらない、虎ノ門にある「紅蠍」(写真上)です。このウリは、汁無しの激辛坦々麺です。唐辛子と山椒の相性が抜群で、激辛なのにめちゃくちゃ美味い!辛さのレベルは「1辛」から「3辛」までの3段階から選ぶことができ、痺れる美味さとビールの組み合わせは、やみつきになること間違いなしです。

2軒目は、南阿佐ヶ谷にある「麺処 一笑」(写真中)です。濃厚な豚骨スープと健康にいい野菜のトッピングが有名です。豚骨というと、こってりしたスープをイメージしがちですが、全く臭みがなくサラッといけます。トッピングする野菜には、イタリアン風の「トマベジ」や、にんにく醤油をからめた「スタベジ」、魚介の味わいが深い「ウオベジ」など、いろいろな味付けがあって、スープと合わせることで、毎回いろいろな楽しみ方ができます。

最後は、舌の肥えた力士も足しげく通う両国の「旨麺 こむぎや」(写真下)。さっぱりした醤油ベースの支那そばが最高です!醤油風味と侮ることなかれ、スープが美味すぎて飲み干すのは必至。オプションの水餃子とビールを組み合わせたら、もう至福の時間です。

NO RAMEN, NO LIFE!



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAG税理士法人 広報誌担当 Tel.03-3237-7500 (山本)

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

〈セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当 (03-3237-7500) までご連絡ください〉※【有料】表示以外は無料です

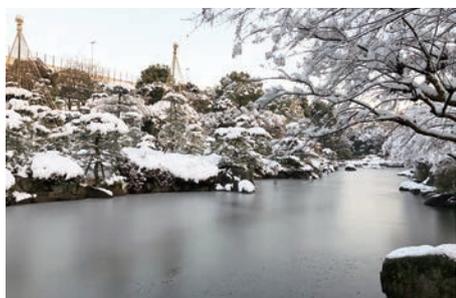


Photo by Yasuyoshi Wada

今年の冬は例年になく極寒の日々でしたが、1月22日の深夜には都心でも23センチの雪が積もり、4年振り的大雪になりました。4年前の大雪の後、雪掻きシャベルを購入したのですが、そのままお蔵入りになって、やっと使えるときが来ました。自宅前とお年寄りの住む隣家の前を雪掻きただけで少々腰に来て、その日は痛みが消えませんでした。この程度だと北国の人に呆れられそうです。北陸に住む知人は、連日の雪掻きで(過疎化と高齢化で雪掻きが進まないようです)、雪を見るのも嫌だと言っていました。そんな訳で雪景色の写真は憚られますが、23日の早朝、珍しく池に氷が張った雪化粧の隅田公園とスカイツリーを撮りました。今、隅田公園は梅と寒桜が咲いていて、桜の蕾も徐々に膨み始め、春はもうそこまでやっています。

<編集後記>

「4月は君の嘘」という新川直司さんの漫画をご存じでしょうか。講談社から全11巻が刊行されていて、「ワンピース」の作者の尾田栄一郎さんが嫉妬した漫画としてテレビで紹介されたことでも話題を呼びました。中学生のピアニストとヴァイオリニストを主人公に、華やかな演奏会の裏で、若き演奏家たちが悩み苦しむ姿が丁寧に描かれていて、テレビアニメや実写映画にもなりました。特に、最終巻は涙なしには読めません。最近「インスタ映え」など、華やかに見える世界だけを切り取る風潮があり、その裏側にある、泥臭くて大変な日々が見えにくくなっているように感じます。華やかに見える世界だけに視線を向けず、日々の積み重ねを改めて大切にしていきたいと思う新年度です。(ま)

新生活の始まる4月、相続対策も新たな一歩

◎AG (チーム 相続)
<http://www.sohzoku.jp>

適正な予算執行のカギは正しい公会計

OAG税理士法人 公会計部
<http://www.oag-koukaikai.com/>

発行 OAG税理士法人
 (株)OAGコンサルティング
 (株)OAGアウトソーシング / (株)OAGビジコム
 OAG社会保険労務士法人 / OAG監査法人 / OAG弁護士法人
 住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル
 tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
 発行人 太田孝昭
 編集人 OAG税理士法人